

羽村市事業者緊急支援助成金 申請要項

羽村市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、経済活動に影響を受けている羽村市内の法人及び個人事業主の事業継続と従業員の雇用継続を支援するため、助成金を交付します。

対象要件 次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 令和2年1月1日以前から羽村市内に営業実態のある事務所または事業所を有し、羽村市内で事業を営むことによって事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 個人事業主の場合は、羽村市に住民登録があること、または確定申告書において市内に事業所があることが確認できること。
法人の場合は、羽村市内に本店または支店の登記があること、または確定申告書において市内に事業所があることが確認できること。
- (3) 納期の到来した市税（徴収猶予を受けている市税は除く）を完納していること。
- (4) 令和3年1月から6月までのいずれかの月において、1か月あたりの売上高の減少率が、直近の確定申告を行った事業年度の同月と比較して10%以上であること。

※暴力団や暴力団関係者、政治団体、宗教上の組織・団体の他、風俗営業のうち助成金の趣旨に照らして適当でないと羽村市長が認める場合などは対象外となります。

助成金の額 個人事業主 一律10万円

法人 資本金の額または出資の総額及び市内従業者数を基準とした下表の金額

資本金等額	市内従業者数			
	50人以下	50人超 100人以下	100人超 300人以下	300人超
1千万円以下	20万円	20万円	30万円	40万円
1千万円超 1億円以下	20万円	30万円	30万円	40万円
1億円超 3億円以下	20万円	30万円	40万円	40万円
3億円超	30万円	40万円	40万円	50万円

※「市内従業者数」は法人市民税の申告書に記載する羽村市内の従業者数です。

※市内に複数の事業所がある場合についても、加算はありません。

申請期間 令和3年2月1日（月）から令和3年7月30日（金）（当日の消印まで有効）
申請期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了する場合があります。

申請方法 所定の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、羽村市役所へ郵送にて提出してください（3密を回避するため、郵送での提出をお願いします）。

郵送先：〒205-8601 羽村市産業振興課 事業者緊急支援助成金担当（所在地記載不要）

提出書類 申請書に添付した書類は返還しませんので、この申請以外で必要となる書類は写しを提出してください。

(1) 個人事業主

- ① 交付申請書兼請求書、誓約書及び同意書
- ② 確定申告書（青色申告決算書含む）の控えの写し
（電子申告の場合は受信通知も添付してください）
- ③ 住民票の写し（取得後3か月以内の原本または写し）
※羽村市に住民登録がある場合は、住民票の添付を省略できます
- ④ 対象となる月の売上がわかるもの（売上台帳等）
- ⑤ 申請者本人名義の振込先口座を確認できるもの（通帳の写しまたは電子通帳の画面コピー等（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義のわかるページ））

(2) 法人

- ① 交付申請書兼請求書、誓約書及び同意書
- ② 法人市民税の確定申告書及び法人事業概況説明書の控えの写し（直近決算期分）
（電子申告の場合は受信通知も添付してください）
- ③ 履歴事項全部証明書（取得後3か月以内の原本または写し）
- ④ 対象となる月の売上がわかるもの（売上台帳等）
- ⑤ 法人名義または代表者名義の振込先口座を確認できるもの（通帳の写しまたは電子通帳の画面コピー等（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義のわかるページ））

申請書の入手方法

羽村市公式サイトからダウンロードしてください。

※ダウンロードが困難な場合は、羽村市役所西分室 産業振興課、羽村市役所庁舎1階 案内、羽村市商工会で配布します。

交付決定通知及び不交付決定通知

申請内容の審査の結果、交付決定となった場合、通知はお送りしません。口座への振り込みにより交付決定通知に代えさせていただきます。

口座への振り込みは、申請を受理してから3～4週間後ほどの見込みです。

申請内容の審査の結果、不交付決定となった場合には通知をお送りします。

その他

- 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたときは交付決定を取り消し、助成金を全額返還していただきます。
- この助成金は課税対象となります。

問合せ先

羽村市 産業環境部 産業振興課 商工観光係

電話：042-555-1111 内線 655～657

E-mail：s206000@city.hamura.tokyo.jp